証券コード：9064

第154期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム(中央会館)ホール

会場変更

本総会の開催場所は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書の郵送またはインターネット等により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時まで

詳細は5頁～6頁をご覧ください➡

ヤマトホールディングス株式会社

▶社訓

1931年(昭和6年)に制定された「社訓」には、今そしてこれからの時代において尊ぶべき貴重な教訓がさまざまに込められています。
この「社訓」を、創業の精神として私たちヤマトグループの原点にすえ、先輩方の志と気概をさらに継承していきたいと考えます。

一、ヤマトは我なり
一、運送行為は委託者の意思の延長と知るべし
一、思想を堅実に礼節を重んずべし

▶経営理念

ヤマトグループは、
社会的インフラとしての宅急便ネットワークの高度化、
より便利で快適な生活関連サービスの創造、
革新的な物流システムの開発を通じて、
豊かな社会の実現に貢献します。

目　次

第154期定時株主総会招集ご通知 ……3

株主総会参考書類

第1号議案　取締役8名選任の件 ……7

第2号議案　監査役1名選任の件 …… 14

第3号議案　補欠監査役1名選任の件 …… 15

事業報告 …… 20

連結計算書類 …… 44

計算書類 …… 48

監査報告 …… 51

株主各位

(証券コード 9064)
2019年6月3日
東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
取締役社長　長尾　裕

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当会社第154期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具



株主総会への出席により
議決権を行使
していただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面により
議決権を行使
していただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2019年６月24日(月曜日)午後５時まで
に到着するようにご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使
していただく場合

6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
2019年６月24日(月曜日)午後５時まで
に賛否をご入力ください。

記

1. 日　　時　**2019年6月25日（火曜日） 午前10時**（受付開始：午前9時）

2. 場　　所　東京都中央区銀座二丁目15番６号
銀座ブロッサム（中央会館）ホール
※本総会の開催場所は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項
1．第154期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
2．第154期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　**取締役8名選任の件**
第２号議案　**監査役1名選任の件**
第３号議案　**補欠監査役1名選任の件**

4. 招集にあたっての決定事項

（１）**重複行使の取扱い**
議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による行使を有効なものといたします。また、インターネット等により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効なものといたします。

（２）**議決権の不統一行使の通知方法について**
議決権の不統一行使をされる場合は、書面によりご通知いただくことといたします。株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

◎ 以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」および「個別注記表」となります。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶▶▶ http://www.yamato-hd.co.jp/

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



日　時

2019年６月25日（火曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合



書面で議決権を行使

行使期限

2019年６月24日（月曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



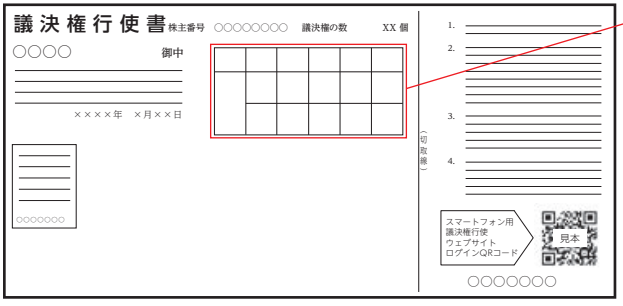
インターネット等で議決権を行使

行使期限

2019年６月24日（月曜日）
午後5時まで

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ▶▶「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶▶「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ▶▶「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ▶▶「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶▶「否」の欄に○印

第3号議案

- 賛成の場合 ▶▶「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶▶「否」の欄に○印

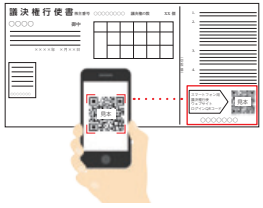
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

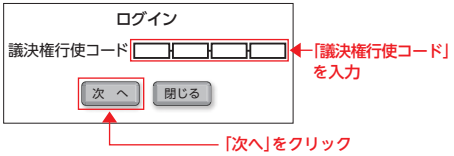
※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

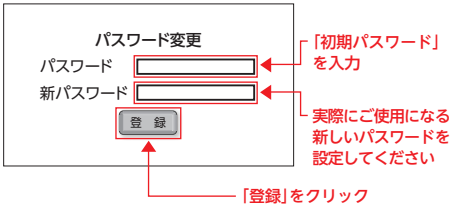
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日午前9時～午後9時）

◎機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員９名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、森　正勝、得能摩利子、小林洋一および菅田史朗の４氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位	取締役会への出席状況
1	山内（やまうち）　雅喜（まさき）	再任	取締役会長	19回／19回（100%）
2	長尾（ながお）　裕（ゆたか）	再任	代表取締役社長 社長執行役員	19回／19回（100%）
3	神田（かんだ）　晴夫（はるお）	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員	18回／19回（95%）
4	芝崎（しばさき）　健一（けんいち）	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員	16回／16回（100%）
5	森（もり）　正勝（まさかつ）	再任　社外 独立	取締役	19回／19回（100%）
6	得能摩利子（とくのうまりこ）	再任　社外 独立	取締役	18回／19回（95%）
7	小林（こばやし）　洋一（よういち）	再任　社外 独立	取締役	16回／16回（100%）
8	菅田（すがた）　史朗（しろう）	新任　社外 独立		

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員

〈ご参考〉

「取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」

会社経営および事業推進に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、また、多面観察評価による人間性を鑑み、当社が抱える課題の本質を把握し、経営体制の強化を図る能力を有する者を選任する方針のもと、社外取締役が半数以上を占める指名報酬委員会にて経営陣幹部の選解任について審議し、指名しております。

候補者番号 1

山内雅喜（やまうち まさき）

（生年月日　1961年1月11日）

取締役会への出席状況
（2019年3月期）
19回／19回（100%）

所有する当社の株式数
39,900株



再　任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1984年	4月	当社入社
2005年	4月	当社執行役員
2005年	4月	当社東京支社長
2005年	11月	ヤマト運輸㈱執行役員
2005年	11月	同社人事総務部長
2007年	3月	当社執行役員
2007年	3月	当社人事戦略担当
2007年	5月	当社経営戦略担当
2008年	4月	ヤマトロジスティクス㈱ 代表取締役社長兼社長執行役員
2011年	4月	ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員
2011年	6月	当社取締役兼執行役員
2015年	4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2019年	4月	当社取締役会長　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由
山内雅喜氏は、当社子会社であるヤマトロジスティクス㈱の代表取締役社長、ヤマト運輸㈱の代表取締役社長を歴任後、2015年4月より2019年3月に至るまで、当社の代表取締役社長兼社長執行役員としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 2

長尾　裕（ながお ゆたか）

（生年月日　1965年8月31日）

取締役会への出席状況
（2019年3月期）
19回／19回（100%）

所有する当社の株式数
12,700株



再　任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1988年	4月	当社入社
2004年	4月	当社山口主管支店長
2006年	4月	ヤマト運輸㈱埼玉主管支店長
2009年	4月	同社ＴＳＳ営業推進室長
2010年	4月	同社執行役員関東支社長
2013年	4月	同社常務執行役員
2015年	4月	当社執行役員
2015年	4月	ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員
2017年	6月	当社取締役兼執行役員
2019年	4月	当社代表取締役社長兼社長執行役員　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由
長尾　裕氏は、当社子会社であるヤマト運輸㈱の常務執行役員、代表取締役社長、および当社の取締役兼執行役員を歴任し、グループの中核となるデリバリー事業をリードしてきた経験と実績を有しております。2019年4月からは当社代表取締役社長兼社長執行役員に就任しており、グループの経営強化とさらなる成長のため、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 3

神田晴夫（かんだ はるお）

（生年月日　1952年９月26日）

取締役会への出席状況（2019年3月期）
18回／19回（95％）

所有する当社の株式数
29,200株



再　任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1985年　１月	当社入社
2004年　４月	当社人事部長
2005年　８月	当社執行役員
2005年 11月	ヤマト運輸㈱執行役員
2006年　７月	同社常務執行役員
2008年　４月	当社常務執行役員
2008年　６月	当社代表取締役兼常務執行役員
2013年　４月	当社代表取締役兼専務執行役員
2014年　４月	当社人事戦略・ネットワーク戦略・法務・ＣＳＲ戦略・監査担当
2015年　４月	当社代表取締役副社長兼副社長執行役員　現在に至る
2019年　４月	当社経営統括社長補佐、地域共創プロジェクト担当　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

神田晴夫氏は、当社子会社であるヤマト運輸㈱の執行役員、当社役員として、人事戦略、ネットワーク戦略、法務・ＣＳＲ戦略、監査担当の管理部門の管掌を歴任後、2015年４月からは当社代表取締役副社長兼副社長執行役員として、グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 4

芝﨑健一（しばさき けんいち）

（生年月日　1955年10月16日）

取締役会への出席状況（2019年3月期）
16回／16回（100％）

所有する当社の株式数
26,500株



再　任

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1980年　４月	当社入社
1997年　６月	当社埼玉主管支店長
1999年　６月	当社教育部長
2003年　４月	当社オペレーション部長
2006年　２月	ヤマトフィナンシャル㈱代表取締役社長兼社長執行役員
2006年　４月	当社執行役員
2012年　４月	当社常務執行役員
2016年　４月	当社専務執行役員
2017年　４月	当社財務戦略担当、ＩＲ戦略統括担当
2018年　６月	当社専務取締役兼専務執行役員
2019年　４月	当社代表取締役副社長兼副社長執行役員　現在に至る
2019年　４月	当社ＥＳＧ戦略・マーケティング戦略・広報戦略・財務戦略・ＩＲ戦略・法務戦略管掌、監査担当　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

芝﨑健一氏は、当社子会社であるヤマトフィナンシャル㈱の代表取締役社長兼当社執行役員、当社常務執行役員、専務執行役員を歴任後、2018年６月より専務取締役兼専務執行役員としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、2019年４月からは当社代表取締役副社長兼副社長執行役員に就任しておりますので、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 5

森（もり） 正勝（まさかつ）

（生年月日　1947年1月22日）

取締役会への出席状況
（2019年3月期）
19回／19回（100%）

所有する当社の株式数
11,200株



再 任
社 外
独立役員

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1969年	4月	アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）入社			（グローバル）（現アクセンチュア）ボードメンバー
1972年	5月	公認会計士資格取得	2003年	4月	アクセンチュア㈱代表取締役会長
1981年	9月	アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）パートナー（共同事業者）	2007年	9月	同社最高顧問
			2009年	10月	学校法人国際大学学長
1989年	2月	アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア㈱）社長	2013年	4月	同大学特別顧問
			2013年	6月	当社取締役　現在に至る
		アンダーセン・コンサルティング	2013年	11月	学校法人国際大学副理事長
			2018年	4月	同大学特別顧問　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

学校法人国際大学特別顧問
スタンレー電気㈱社外取締役
キリンホールディングス㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

森　正勝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 6

得能摩利子（とくのうまりこ）

（生年月日　1954年10月6日）

取締役会への出席状況
（2019年3月期）
18回／19回（95%）

所有する当社の株式数
1,000株



再 任
社 外
独立役員

▶ 略歴ならびに当社における地位および担当

1994年	1月	ルイ・ヴィトンジャパン㈱入社	2010年	8月	クリスチャン・ディオール㈱代表取締役社長
2002年	4月	同社シニアディレクター セールスアドミニストレーション	2013年	9月	フェラガモ・ジャパン㈱代表取締役社長兼ＣＥＯ
2004年	3月	ティファニー・アンド・カンパニー・ジャパン・インク ヴァイスプレジデント	2017年	6月	当社取締役　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

㈱ハピネット社外取締役
三菱マテリアル㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

得能摩利子氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 7

小林洋一（こばやし　よういち）

（生年月日　1949年7月21日）

取締役会への出席状況
（2019年3月期）
16回／16回（100%）

所有する当社の株式数
600株



再任
社外
独立役員

▶ **略歴ならびに当社における地位および担当**

1973年　4月　伊藤忠商事㈱入社
2004年　6月　同社執行役員
2006年　4月　同社常務執行役員
2006年　6月　同社代表取締役常務
2008年　4月　同社代表取締役専務
2011年　4月　同社代表取締役兼副社長執行役員
2015年　4月　同社顧問
2016年　4月　同社副会長　現在に至る
2018年　6月　当社取締役　現在に至る

▶ **重要な兼職の状況**

伊藤忠商事㈱副会長

社外取締役候補者とした理由

小林洋一氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 8

菅田史朗（すがた　しろう）

（生年月日　1949年11月17日）

所有する当社の株式数
0株



新任
社外
独立役員

▶ **略歴ならびに当社における地位および担当**

1972年　4月　ウシオ電機㈱入社
1993年　1月　BLV LICHT -UND VAKUUMTECHNIK GmbH 社長
2000年　6月　ウシオ電機㈱取締役兼上席執行役員
2004年　4月　同社取締役兼専務執行役員
2004年　6月　同社代表取締役兼専務執行役員
2005年　3月　同社代表取締役社長
2014年　10月　同社取締役相談役
2016年　6月　同社相談役
2017年　7月　同社特別顧問　現在に至る

▶ **重要な兼職の状況**

ウシオ電機㈱特別顧問
ＪＳＲ㈱社外取締役
横河電機㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由

菅田史朗氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
（1）独立役員について
当社は、森　正勝、得能摩利子および小林洋一の３氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。３氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、菅田史朗氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
なお、森　正勝、得能摩利子、小林洋一および菅田史朗の４氏は当社の独立性判断基準（16頁）を満たしております。
（2）社外取締役に就任してからの年数について
森　正勝、得能摩利子および小林洋一の３氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって森　正勝氏は６年、得能摩利子氏は２年、小林洋一氏は１年になります。
（3）過去５年間に他の株式会社の役員に就任していた場合に、その在任中に当該他の会社において不当な業務執行が行われた事実ならびにその発生予防および発生後の対応について
①得能摩利子氏は、2016年６月に三菱マテリアル㈱の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、その在任中、同社の連結子会社である三菱電線工業㈱、三菱伸銅㈱、三菱アルミニウム㈱、立花金属工業㈱および㈱ダイヤメットにおいて、データの書き換え等の不適切な行為によりお客様の規格値または社内仕様値を逸脱した製品を出荷した事案が判明しました。また、同社直島製錬所において銅スラグ骨材のＪＩＳ認証の取消し処分を受けました。
得能摩利子氏は、各事案が判明するまで、各事案を認識しておりませんでしたが、日頃から三菱マテリアル㈱の取締役会等においてガバナンス体制強化の視点に立った発言を行っておりました。各事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明および再発防止策についての提言を行いました。同社グループのガバナンス体制強化策等の策定後は、その進捗状況を監督するとともに、課題等について取締役会にて必要な助言・提言を行うなど、ガバナンス体制のさらなる強化に努めております。
②小林洋一氏は、2006年６月から2015年３月まで伊藤忠商事㈱の代表取締役に就任しておりましたが、同社は、2014年４月から2016年９月の期間に行われた西日本旅客鉄道㈱向け制服の販売業務に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年１月に公正取引委員会より排除措置命令を受けました。また、同社は、2013年12月から2017年３月の期間に行われた全日本空輸㈱向け制服の販売業務に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年７月に公正取引委員会より排除措置命令を受け、2014年12月から2017年３月の期間に行われた㈱ＮＴＴドコモ向け制服の供給業務に関しても、独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
３．責任限定契約について
当社と森　正勝、得能摩利子および小林洋一の３氏は、それぞれ、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。３氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、菅田史朗氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役のうち小川悦男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

かわ　さき　よし　ひろ
川﨑良弘

(生年月日　1954年11月12日)

所有する当社の株式数
7,500株



新　任

▶ 略歴および当社における地位

1992年　9月　九州ヤマト運輸㈱入社
2003年　4月　ヤマト運輸㈱鹿児島主管支店長
2006年　2月　同社品質向上推進部長
2010年　4月　同社執行役員四国支社長
2015年　6月　同社監査役　現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

川﨑良弘氏は、当社子会社であるヤマト運輸㈱の執行役員四国支社長、常勤監査役を歴任し、グループの中核となるデリバリー事業の監査業務等に携わった経験を有しておりますので、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。

(注)　１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．責任限定契約について
当社は、川﨑良弘氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2015年６月23日開催の第150期定時株主総会において補欠監査役として選任された大川康治氏の選任決議の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案における選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

横瀬元治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

横瀬元治（よこせ　もとはる）

（生年月日　1948年１月31日）

所有する当社の株式数
0株



▶ 略歴および当社における地位

1972年	1月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2006年	7月	朝日税理士法人顧問 現在に至る
1975年	10月	公認会計士登録	2009年	6月	当社監査役
1995年	5月	同法人代表社員	2017年	6月	ヤマト運輸㈱監査役 現在に至る
2001年	5月	同法人専務理事			
2006年	6月	ヤマト運輸㈱監査役			

社外
独立役員

▶ 重要な兼職の状況

朝日税理士法人顧問
野村不動産プライベート投資法人執行役員

補欠の社外監査役候補者とした理由

横瀬元治氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、横瀬元治氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由に加え、2009年６月から当社、および2006年６月から当社子会社であるヤマト運輸㈱の監査役を歴任しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
横瀬元治氏は、2009年６月から2017年６月まで当社の社外監査役に就任しておりました。
また、2006年６月から2016年６月まで、および2017年６月から現在に至るまで、当社子会社であるヤマト運輸㈱の社外監査役に就任しております。
なお、横瀬元治氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の独立性判断基準（16頁）を満たしております。

３．責任限定契約について
当社は、横瀬元治氏の選任が承認された後、監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

以　上

〈ご参考〉

「ヤマトグループの社外役員選任における独立性の判断基準について」

1．独立性判断基準

ヤマトホールディングス株式会社は、当社の社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定めています。

2．社外役員の独立性要件

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するには、以下各号のいずれかに該当する者であってはならないものとする。

(1) 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）である場合は、その業務執行者
(2) 当社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者
(3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(4) 当社を主要な取引先とするコンサルタント、会計専門家または法律専門家等、専門サービスを提供する法人等の一員
(5) 当社の主要な株主、もしくは主要な株主が法人等である場合は、その業務執行者
(6) 当社が寄付を行っている先またはその業務執行者
(7) 現在または過去において当社またはその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員または使用人であった者
(8) 当社の取締役、監査役、執行役員または使用人の近親者
(9) 上記のいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者

以　上

〈ご参考〉

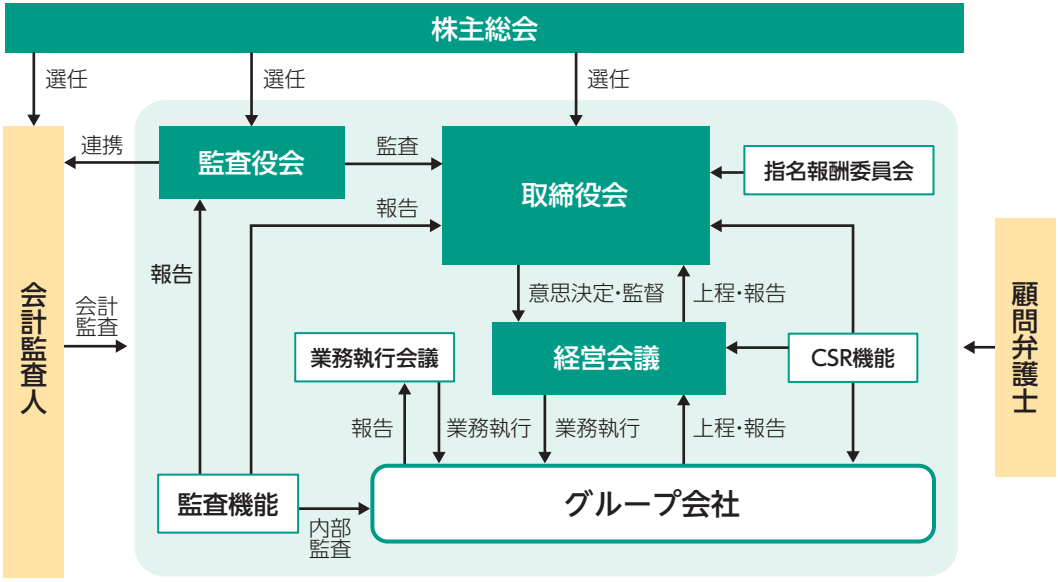
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ヤマトグループは、グループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しています。また、グループにおける経営資源を有効活用し企業価値の最大化を図ることを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスの取組みとして経営体制の強化に向けた施策を実践しています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社を選択し、取締役会が経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役および監査役会が、取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。

また、取締役会の機能を補完するため、社外取締役が半数以上を占める指名報酬委員会を設置するとともに、業務執行に係る迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を採用しています。



〈ご参考〉

取締役会

取締役会は、当社の企業価値向上を促すための基本方針を協議、決定し、業務執行の監督を行います。
・取締役会は、当社の経営の重要な意思決定を行うとともに、業務執行取締役および執行役員の職務の執行を監督します。
・取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向け最善の努力を行います。また、中期経営計画への取組みやその達成状況について十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させます。
・取締役会は、執行役員が過度にリスクを回避・抑制することなく、健全な企業家精神を発揮することを促す一方、説明責任の確保ができる体制を整備します。
・各執行役員の管掌範囲は取締役会で決定し、これを開示します。執行役員は、社内規程に基づいて業務の執行を行います。

取締役会は、当社グループの事業に関する知見、専門知識、経験、ジェンダー、国際性などのバックグラウンドが異なる多様な役員で構成し、独立した客観的な立場から監督を行う独立社外取締役の占める割合を原則３分の１以上とします。

監査役会

監査役および監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。
・監査役および監査役会は、業務監査・会計監査をはじめとする機能を含め、その役割・責務を十分に果たすために、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣幹部に対して適切に意見を述べます。
・常勤監査役は、取締役会のほか、業務執行に関する重要な会議に出席し、適正な意見を述べ、実効性のある監査役会を開催し、情報共有と連携を図ります。
・監査役会は、社外取締役との情報共有を目的に意見交換会を定期的に開催し、情報収集の強化と連携を確保します。

監査役会は、監査役の半数以上を社外監査役とし、常勤監査役を１名以上選定します。監査役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者を１名以上選任します。

指名報酬委員会

指名報酬委員会は、取締役会の諮問委員会として、指名、報酬などの特に重要な事項について審議を行い、経営の透明性を高めます。
・指名報酬委員会は、経営陣幹部の選解任に関する議案を事業業績や多面観察評価に基づいて審議を行い、その妥当性を検証します。
・指名報酬委員会は、経営陣幹部の報酬などに関する方針を決定します。
・代表取締役の後継者は、現職の推薦を含む複数の候補者に対し、業績および人間性などの多面観察評価に基づいて指名報酬委員会で審議し、取締役会に上程します。

指名報酬委員会は、社外取締役および同数以下の社内の取締役をもって構成します。

〈ご参考〉

コーポレート・ガバナンス向上のための取組み

中期経営計画

	DAN-TOTSU 3か年計画 HOP	DAN-TOTSU 3か年計画 STEP	KAIKAKU 2019 for NEXT100
2002～	2011～	2014～	2017～

取締役会・監査役会

■取締役の任期を1年に短縮（2003/6）
■社外取締役の選任（2005/6）
■取締役会の実効性評価実施（2016/6）
■取締役の3分の1以上を社外取締役に（2015/6）
■女性社外取締役の選任（2017/6）

委員会等

■指名報酬委員会の設置（2005/6）
■コンプライアンス・リスク委員会の設置（2006/8）

会社形態、その他の制度・取組み

■執行役員制度の導入（2004/6）
■役員の退職慰労金制度廃止（2004/6）
■中期経営計画にてROE目標を開示（2005/1）
■業績連動型報酬制度の導入（2005/4）
■完全持株会社制へ移行（2005/11）
■サクセッションプランの導入（2006/7）
■地域統括を担う中間持株会社を設立（東南アジア・東アジア）
東南アジア（2014/1） 東アジア（2017/4）
■アドバイザリーボード開催（2014/10）
■コーポレートガバナンス・ガイドライン制定（2015/9）
■役員研修の実施（2015/10）
■相談役の廃止
（2018/6）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における経済環境は、企業業績は底堅さを維持し緩やかな回復基調が続いているものの、海外政治情勢による影響など、引き続き、先行きは不透明な状況にあります。また、消費スタイルの急速な変化に伴うEC市場の拡大等による小口貨物の増加基調に加え、国内労働需給の逼迫など、物流業界は厳しい経営環境が継続しています。

このような状況下、ヤマトグループは高品質なサービスを提供し続けるため、「働き方改革」を経営の中心に据え、「デリバリー事業の構造改革」、「非連続成長を実現するための収益・事業構造改革」、「持続的に成長していくためのグループ経営構造改革」の３つの改革を柱とする中期経営計画「KAIKAKU 2019 for NEXT100」に基づき、ヤマトグループが持続的に成長していくための経営基盤の強化に取り組んでいます。

デリバリー事業においては、収益力の回復と集配キャパシティの拡大を両立させるべく、プライシングの適正化やお客様からの信頼と期待に応えるための集配体制の強化など、ラストワンマイルネットワークの再構築を推進しました。その結果、改革に係る費用が増加する中で、宅急便単価が上昇したことなどにより、業績は堅調に推移しました。

ノンデリバリー事業においては、グループ各社の強みを活かした既存サービスの拡充に取り組むとともに、グループ横断的に連携してお客様の課題解決に当たるソリューション営業を積極的に推進しました。

当期の連結業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

区　分	前　期	当　期	増　減	伸率（%）
営業収益	1,538,813	1,625,315	86,501	5.6
営業利益	35,685	58,345	22,659	63.5
経常利益	36,085	54,259	18,173	50.4
親会社株主に帰属する当期純利益	18,231	25,682	7,450	40.9

上記のとおり、営業収益は１兆6,253億15百万円となり、前期に比べ865億１百万円の増収となりました。これは主に、デリバリー事業の構造改革を推進したことにより、宅急便取扱数量は減少したものの、宅急便単価が上昇したことによるものです。営業費用は１兆5,669億69百万円となり、前期に比べ638億41百万円増加しました。これは主に、集配体制の構築に向けて増員などを進めたことで、委託費は減少したものの人件費が増加したことなどによるものであります。

この結果、営業利益は583億45百万円となり、前期に比べ226億59百万円の増益となりました。

経常利益は、海外関連会社に係るのれんの減損などにより持分法による投資損失が35億17百万円増加しましたが、前期に比べ181億73百万円増益の542億59百万円となりました。

特別利益は、訴訟の判決確定により受取遅延損害金17億75百万円を計上したことなどにより、18億22百万円となりました。特別損失は、減損損失を20億87百万円、投資有価証券評価損を13億96百万円計上したことなどにより38億23百万円となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は522億58百万円となり、法人税等（法人税等調整額を含む。）および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は256億82百万円となり、前期に比べ74億50百万円の増益となりました。

なお、ヤマトホームコンビニエンス株式会社が法人のお客様の社員向けに提供している引越サービスにおいて不適切な請求があったため、調査結果を踏まえた見積り影響額31億４百万円を計上しておりましたが、お客様への対応を進めた結果、影響額は20億25百万円となりました。

〈ヤマトグループ全体としての取組み〉

① ヤマトグループは、グループの原点である「全員経営」を実践するため、「働き方改革」を最優先課題とし、ヤマト運輸株式会社の「働き方改革室」、グループ各社の「働き方創造委員会」を中心に、社員がより「働きやすさ」と「働きがい」を持ち、イキイキと働ける労働環境の整備に全社一丸で取り組んでいます。また、各事業が一体となって付加価値の高い事業モデルを創出し、日本経済の成長戦略と、国際競争力の強化に貢献する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進するとともに、事業の創出・成長の基盤となる健全な企業風土の醸成に取り組んでいます。

② 健全な企業風土の醸成に向けて、引き続き輸送体制の整備やITによる業務量の見える化など、業務の効率性・信頼性を向上させる施策を推進するとともに、安全施策や環境施策、地域活性化に向けた取組みなど、ヤマトグループの事業活動に結びついたＣＳＲ活動およびグループ全体のガバナンスの抜本的、かつ包括的な再構築を積極的に推進しています。

③ 「バリュー・ネットワーキング」構想の更なる進化に向け、ヤマトグループのネットワークを活かした高付加価値モデルの創出に取り組んでいます。国内外のお客様の様々なニーズに対応するために、既存のラストワンマイルネットワークに加え、「羽田クロノゲート」、「沖縄国際物流ハブ」、関東・中部・関西の主要都市を繋ぐ各ゲートウェイなどの革新的なネットワーク基盤を、より効果的に活用していきます。

④ グローバル市場に対しては、クロスボーダー物流の拡大に対応すべく、日本・東アジア・東南アジア・欧州・米州の５極間の連携と各地域の機能強化に取り組んでいます。また、既にヤマトグループ８社が取得した小口保冷配送サービスに関する国際規格の認証を梃とし、高付加価値なクロスボーダー・ネットワークの構築を積極的に推進しています。

⑤ EC市場を中心としたお客様の利便性向上を図るべく、引き続き駅やコンビニエンスストアなどを中心にオープン型宅配便ロッカーネットワークの構築を積極的に推進するなど、手軽に荷物を受

け取ることができる環境の整備に取り組むとともに、自動運転技術の活用など、次世代物流サービスの開発に取り組んでいます。また、深刻化する労働力不足などの社会的課題や、益々拡大するEC市場に対応するため、物流全体におけるデジタル化、自動化や輸送効率化にも取り組んでいます。当期においては、大量輸送が可能な長大連結トレーラを活用して複数事業者による共同幹線輸送を開始し、国土交通省より改正物流総合効率化法の対象として認定を受けました。

〈事業フォーメーション別の概況〉

デリバリー事業

宅急便、クロネコDM便の取扱数量は以下のとおりです。

区　　分	前　期	当　期	増　減	伸率（%）
宅　　急　　便（百万個）	1,836	1,803	△33	△1.8
クロネコDM便（百万冊）	1,464	1,211	△253	△17.3

① デリバリー事業は、お客様にとって一番身近なインフラとなり、豊かな社会の実現に貢献するために、宅急便を中心とした事業の展開に取り組んでいます。

② 消費スタイルの急速な変化に伴うEC市場の拡大等による小口貨物の増加基調に加え、国内労働需給の逼迫など厳しい事業環境が継続している中、当期においては、前期に引き続き、収益力の回復と集配キャパシティの拡大を両立させるべく、プライシングの適正化やお客様の信頼と期待に応えるための集配体制の強化など、ラストワンマイルネットワークの再構築を推進しました。また、輸送効率を高め、ネットワーク全体を最適化するために幹線ネットワークの構造改革にも取り組みました。

③ 成長が続くEC市場に対しては、小さな荷物を手軽に送ることができる「宅急便コンパクト」、「ネコポス」の拡販を進めるとともに、複数のフリマサイトと連携し、発送窓口拡大を推進しています。当期においては、EC事業者様と連携し、お客様が商品を購入した場合に、受け取り場所としてヤマト運輸株式会社の営業所やコンビニエンスストア、オープン型宅配便ロッカー（PUDOステーション）を指定できる環境を提供するとともに、個人のお客様向け会員制サービス「クロネコメンバーズ」の利用促進に取り組みました。また、フリマサイトやEC事業者様と連携し、個人のお客様が商品をオープン型宅配便ロッカー（PUDOステーション）から簡単に発送できる環境を整備し、更なる利便性の向上を図りました。

④ 法人のお客様については、お客様の経営課題を的確に把握し、その課題に沿ったソリューション提案を積極的に推進しています。また、グループの経営資源を活用した付加価値の高い提案を行い、収益性の向上に取り組んでいます。当期においては、利便性を高める機能を拡充した法人のお客様向け会員制サービス「ヤマトビジネスメンバーズ」の加入を促進するなど、お客様のビジネスの支

援に取り組みました。
⑤ 地域の課題解決に向けて、複数の自治体や企業と連携し、買い物困難者の支援、高齢者の見守り支援など、住民へのサービス向上に取り組みました。また、観光支援や地域産品の販路拡大支援など、地元産業の活性化につながる取組みを推進しました。
⑥ 営業収益は、「デリバリー事業の構造改革」を推進したことにより、当期の宅急便取扱数量は減少したものの、宅急便単価が上昇した結果１兆2,972億22百万円となり、前期に比べ7.9％増加しました。営業利益は、改革に係る費用が増加する中で407億87百万円となり、前期に比べ340億30百万円改善しました。

ＢＩＺ－ロジ事業

① ＢＩＺ－ロジ事業は、宅急便ネットワークをはじめとした経営資源に、ロジスティクス機能、メンテナンス・リコール対応機能、医療機器の洗浄機能、国際輸送機能などを組み合わせることにより、お客様に革新的な物流システムを提供しています。
② EC業界等に向けたサービスとしては、お客様のご要望に応じて、受発注処理から在庫の可視化、スピード出荷などの多様な物流支援サービスをワンストップで提供しています。当期においては、既存のお客様を中心にサービスの拡販を推進しました。
③ メディカル事業者様に向けたサービスとしては、医療機器のローナー支援（保管・洗浄・配送）をはじめとする、物流改革の支援サービスを展開しています。当期においては、既存の大口のお客様を中心にサービスのご利用が拡大しました。
④ 営業収益は、貿易物流サービスやメンテナンスサービスの拡販が進んだことや業界別のソリューション提供が進展したことなどにより1,474億37百万円となり、前期に比べ1.6％増加しました。営業利益は、事業成長に向けた費用が先行したことなどにより33億29百万円となり、前期に比べ52.8％減少しました。

ホームコンビニエンス事業

① ホームコンビニエンス事業は、お客様の便利で快適な生活の実現に向けて、ヤマトグループの全国ネットワークを活用し、生涯生活支援サービスや法人活動支援サービスなどを提供しています。
② 営業収益は、法人のお客様の社員向けに提供している引越サービスにおいて不適切な請求があったため、個人のお客様向けを含むすべての引越サービスの新規受注を休止したことなどにより334億４百万円となり、前期に比べ25.5％減少しました。なお、当該不適切な請求に関し、調査結果を踏まえた見積り影響額31億４百万円を計上しておりましたが、お客様への対応を進めた結果、影響額は20億25百万円となりました。利益面においても、上記の影響額に加え、すべての引越サービスの新規受注を休止したことなどにより、営業損失は77億64百万円となりました。

ｅービジネス事業

① ｅービジネス事業は、お客様の業務プロセスの効率化や潜在的な課題の解決に向けて、情報機能に物流機能、決済機能を融合させたソリューションプラットフォームビジネスを積極的に展開しています。また、グループの事業成長を加速させるため、従来のITにとどまらず、AIやIoTなどを用いた新技術の活用を推進しています。

② お客様の業務効率化に向けたサービスとしては、金融業界向けに、お手続き時の本人確認書類や必要書類を、スマホやパソコン等Web上でアップロードすることで、ご契約者様が安全・簡単に書類提出できる「証明書類Web取得サービス」を提供しています。当期においては、銀行、保険業界に対して積極的にサービスの拡販に取り組みました。

③ 営業収益は、「証明書類Web取得サービス」の拡販や、既存のお客様に対する営業強化によりシステム構築案件の獲得が進展したものの、宅急便取扱数量減少に伴う、お客様のシステム処理件数減少の影響などにより265億92百万円となり、前期に比べ2.6％減少しました。営業利益は、利益率が高い既存サービスの取扱いが堅調に推移したことなどにより87億40百万円となり、前期に比べ10.0％増加しました。

フィナンシャル事業

① フィナンシャル事業は、通販商品の代金回収、企業間の決済、および車両のリースなど、お客様の様々なニーズにお応えする決済・金融サービスを展開しています。

② 決済サービスに関しては、主力商品である「宅急便コレクト」の提供に加えて、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」や「クロネコ代金後払いサービス」、電子マネー決済機能の利用拡大を推進しています。当期においては、今後も拡大が見込まれるEC市場に対して、事業者様が新規参入するために必要なショッピングカート機能、決済、配送をワンストップで支援できる「らくうるカート」の拡販に取り組みました。また、「クロネコメンバーズ」の会員情報との連携により、ネットショップを利用する購入者様の利便性向上と、EC事業者様の売上拡大に貢献するID決済サービス「クロネコペイ」の拡販を推進するなど、サービスの向上に注力しました。

③ リース事業では、トラックを中心としたファイナンス・リースや割賦販売の拡販に取り組むとともに、車両の紹介や売却サポートなどの周辺業務を展開し、車両に関するトータルソリューション提案を推進しました。

④ 営業収益は、「クロネコwebコレクト」や「クロネコ代金後払いサービス」の利用が増加しているものの、決済ニーズの変化による代引き市場の縮小などに伴い、「宅急便コレクト」の取扱いが減少したことなどにより799億66百万円となり、前期に比べ3.6％減少しました。営業利益は62億44百万円となり、前期に比べ21.1％減少しました。

オートワークス事業

① オートワークス事業は、物流事業者様へ「車両整備における利便性の向上」、「整備費用の削減」という価値を提供するため、会員制で定期メンテナンスを実施し、お客様の稼働を止めないサービスを24時間365日営業体制で展開しています。さらに、「物流施設、設備機器の維持保全・職場環境改善」やこれらの資産を対象に「お客様のリスクマネジメントに繋がる最適な保険提案」という機能を付加することで、お客様の資産稼働率を高めるサービスを展開しています。

② 車両整備サービスでは、セールスドライバーの作業負担軽減や安全運転の支援、排気ガス削減を実現する小型EVトラックや、観光地に導入された大型EVバスの点検・整備を担うとともに、運送事業者様に向けてIoTの活用により人と車両の状態をデータ化して運行管理の質を高める「スマート点呼」を開発するなど、新たな領域への対応にも着手しています。

③ 営業収益は、車両取扱台数の増加などにより259億85百万円となり、前期に比べ5.5％増加しました。営業利益は、モノづくりメーカーの生産方式を取り入れた業務の標準化や見える化などの業務プロセス効率化が進展したことなどにより44億33百万円となり、前期に比べ7.1％増加しました。

その他

① 「ＪＩＴＢＯＸチャーター便」は、複数の企業グループのネットワークを用いたボックス輸送を通じて、お客様に「適時納品」や「多頻度適量納品」という付加価値を提供しています。当期においては、既存のサービスが好調であったことにより、ご利用が着実に拡大しました。

② 営業利益は、ヤマトホールディングス株式会社がグループ各社から受け取る配当金などを除いて22億19百万円となり、前期に比べ1.5％減少しました。

〈ＣＳＲの取組み〉

① ヤマトグループは、人命の尊重を最優先とし、安全に対する様々な取組みを実施しています。当期においては、海外を含めたグループ全体で「交通事故ゼロ運動」を実施したことに加え、ヤマト運輸株式会社が「第８回全国安全大会」を開催し、プロドライバーとしての安全運転のレベルアップと全社の安全意識や運転技術の向上に取り組みました。また、子どもたちに交通安全の大切さを伝える「こども交通安全教室」を1998年より継続して全国の保育所・幼稚園・小学校などで開催しており、累計参加人数は約328万人となりました。

② ヤマトグループは、環境保護活動を「ネコロジー」と総称し、環境に優しい物流の仕組みづくりに取り組んでいます。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育をサポートする「クロネコヤマト環境教室」を2005年より継続して全国各地で開催しており、累計参加人数は約24万人となりました。

③ ヤマトグループは、社会とともに持続的に発展する企業を目指し、公益財団法人ヤマト福祉財団を中心に、障がい者が自主的に働く喜びを実感できる社会の実現に向けて様々な活動を行っていま

す。具体的には、パンの製造・販売を営むスワンベーカリーにおける積極的な雇用や、クロネコDM便の委託配達を通じた働く場の提供、就労に必要な技術や知識の訓練を行う就労支援施設の運営など、障がい者の経済的な自立支援を継続的に行っています。当期においては、スワンベーカリーを運営する当社特例子会社の株式会社スワンが、ベトナムのパートナー会社と加盟店契約を締結し、海外初のフランチャイズ店となるスワンカフェ＆ベーカリーをベトナムのホーチミン市内へ出店しました。

④ ヤマトグループは、より持続的な社会的価値の創造に向けて、社会と価値を共有するＣＳＶ（クリエーティング・シェアード・バリュー＝共有価値の創造）という概念に基づいた取組みを推進しています。当期においては、過疎化や高齢化が進む中山間地域等のバス・鉄道路線網の維持と物流の効率化による地域住民の生活サービス向上を目的とする「客貨混載」を、全国14道県で推進しました。観光地においては、訪日外国人に向けて「客貨混載」を活用した手ぶら観光サービスを開始するなど、地域経済の活性化にも取り組みました。また、ライフステージの変化が進む都市郊外部の団地内において、拠点を活用した地域コミュニティの活性化や、買い物・家事代行などくらしのサポートサービスを提供することで、地域住民が快適に生活できる町づくりを支援する取組みを推進しました。さらに、全国各地で高齢者の見守り支援や観光支援、地域産品の販路拡大支援など、ヤマトグループの経営資源を活用した地域活性化や課題解決に行政と連携して取り組み、現在取組みを実施中、または検討段階の案件数は966件となりました。

⑤ ヤマトグループは、社会的インフラとしてお客様をはじめ社会の信頼に応えていくために、コンプライアンス経営を推進し、労働時間管理ルールの見直しや社員の新しい働き方を創造するなど、社員が「働きやすさ」と「働きがい」を持ち、イキイキと働ける労働環境の整備を進め、「働き方改革」に全社を挙げて取り組んでいます。

(2) 対処すべき課題

ヤマトグループは、次の100年も持続的に成長していくための経営基盤の強化を目的とした、2019年の創業100周年に向けた中期経営計画「KAIKAKU 2019 for NEXT100」に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

① 健全な企業風土の醸成に向けて、お客様に信頼される品質の確立に最優先で取り組むとともに、ＥＳＧの強化、すなわち、社員満足の向上や、法務面や財務面におけるガバナンスの強化、ＣＳＲ活動などを推進してまいります。特に社員満足の向上については、「働き方改革」を最優先の課題とし、多様な人材から選ばれる魅力のある人事制度に刷新することで、労働力の確保に取り組むとともに、社員の自主・自律が評価され、イキイキと働くことができる評価制度の導入や、教育体系を再構築することで、社員の誇りとやりがいを創出するなど、グループ全体で「働きやすさ」と「働きがい」を実現し、ヤマトグループの原点である「全員経営」を実践してまいります。

② ヤマトホームコンビニエンス株式会社が、法人のお客様の社員向けに提供している引越サービスに不適切な請求があった事態を受けて、当社内に設置した「外部の独立した専門家で構成する調査委員会」からの、本件に関する事実関係の調査と原因分析および再発防止策の提言や、国土交通省による同社への行政処分および事業改善命令などを踏まえ、同社は、同命令に対する改善措置について同省に報告書を提出し、組織体制の整備、引越に係わる全サービスの総点検、引越事業の抜本的な見直し、

商品設計の見直しなど再発防止に取り組んでいます。なお、同社が提供する個人のお客様向けを含むすべての引越サービスの約款順守を再点検し、順守できていないサービスについては、約款を順守できる商品の再設計が完了するまでの間、新規受注を休止します。また、当社に設置した「グループガバナンス改革室」が中心となり、グループすべての商品・サービスの総点検、内部通報制度の運用改善、社員への倫理教育などを実施しています。グループ経営の健全性を高めるため、引き続き、グループガバナンスの抜本的、かつ包括的な再構築に取り組んでまいります。

③ グループの中核であるヤマト運輸株式会社の「働き方改革」については、「社員がイキイキと働くことができる労働環境を実現し、社員の満足を高めていくこと」を最優先事項に据え、引き続き、「労務管理の改善と徹底」、「ワークライフバランスの推進」などに取り組むとともに、将来にわたる労働力の不足に対して、事業者様とのシステム連携やオープン型宅配便ロッカー（PUDOステーション）設置の加速化、ネットワークの全体最適化、先端技術の積極活用などにより、集配部門・事務部門・作業部門などあらゆる領域における生産性の向上に取り組んでまいります。さらに、現在推進している「継続的かつ適正なプライシング施策」、「効率的なラストワンマイルネットワークの再構築」によって、収益力の回復と集配キャパシティの拡大を両立させてまいります。

④ 日本経済の成長戦略に貢献するため、物流改革を実現する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進してまいります。引き続き、「羽田クロノゲート」、「沖縄国際物流ハブ」、関東・中部・関西の主要都市を繋ぐ各ゲートウェイなどを活用し、ヤマトグループの最大の強みであるラストワンマイルネットワークをさらに進化させていくとともに、そのネットワークに、情報・物流・決済などの経営資源を融合させることで、物流のスピード・品質・コストの全てを向上させる高付加価値モデルの創出に取り組んでまいります。また、グループ全体で国内外の法人のお客様に対してアカウント営業を強化し、お客様の課題を解決するソリューション提案に取り組んでまいります。

⑤ グローバル市場に対しては、ヤマトグループ８社が取得した小口保冷配送サービスに関する国際規格の認証を梃とし、高付加価値なクロスボーダー・ネットワークの構築を積極的に推進するなど、引き続きクロスボーダー物流の拡大に対応すべく、日本・東アジア・東南アジア・欧州・米州の５極間の連携と各地域の機能強化に取り組んでまいります。

⑥ 経営基盤の強化に向けて、最先端のデジタルテクノロジーを取り入れ、新たな事業を創出し、既存事業を進化・革新することに加え、グループの総合力を発揮し、「稼ぐ力」を高めるため、グループ経営構造を改革し、アカウントマネジメント・管理会計・人事（評価）の三位一体で経営システムを刷新してまいります。

⑦ 地域の皆様の生活支援や地域経済の活性化に向けて、日本各地の行政や企業と連携したプラットフォームを構築してまいります。本業を通じて、企業と社会が共有できる価値を創造し、「社会から一番愛され信頼される企業グループ」となることを目指してまいります。

これからも、ヤマトグループの総合力を結集して、企業価値を向上させてまいります。
株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度 第151期	2016年度 第152期	2017年度 第153期	2018年度 (当期) 第154期
営業収益 (百万円)	1,416,413	1,466,852	1,538,813	1,625,315
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	39,424	18,053	18,231	25,682
1株当たり当期純利益 (円)	96.45	45.37	46.24	65.14
総資産 (百万円)	1,089,436	1,114,672	1,114,870	1,123,659
純資産 (百万円)	543,855	545,559	557,586	573,388
1株当たり純資産 (円)	1,349.56	1,367.51	1,395.74	1,435.15

(注) 1.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日) を当期の期首から適用しており、前期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 宅急便およびクロネコDM便の取扱実績の推移

区　　分	2015年度 第151期	2016年度 第152期	2017年度 第153期	2018年度 (当期) 第154期
宅急便取扱個数 (百万個)	1,731	1,867	1,836	1,803
クロネコDM便取扱冊数 (百万冊)	1,536	1,542	1,464	1,211

(5) 主な事業内容

ヤマトグループは、デリバリー事業をはじめとした下記の事業を営んでおります。

区　分	事　業　内　容
デリバリー事業	一般個人消費者・企業向け小口貨物輸送事業 (宅急便事業、クロネコDM便事業、国内航空貨物輸送事業など)
BIZ－ロジ事業	企業向け物流事業 (ロジスティクス事業、メディカル製品物流サービス、 メンテナンスサポートサービス、リコールサポートサービス、 国際貨物一貫輸送サービス、海外生活支援サービスなど)
ホームコンビニエンス事業	個人向け生活支援事業、法人向けビジネス支援事業 (家財・家電の集配・セッティングサービス、引越・生活関連サービス、 物品販売事業など)
e－ビジネス事業	情報処理の受託・情報システム開発事業 (システムの開発、システムパッケージの販売、物流情報サービス、 情報セキュリティサービスなど)
フィナンシャル事業	企業、一般消費者向け決済・金融商品提供事業 (宅急便コレクト、ネット総合決済サービス、企業間流通決済サービス、 総合リースサービスなど)
オートワークス事業	運送事業者向け車両管理一括代行事業 (車両整備事業、燃料販売、損害保険代理店業など)
その他	JITBOXチャーター便による企業間物流事業、シェアードサービスなど

(6) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は835億14百万円で、その主なものは次のとおりであります。

区　分	名　称	設備の内容	投資額
			百万円
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	車両購入（6,445台）	23,950
		新港南ビル	3,213
		流山ベース	4,377
BIZ－ロジ事業	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	東京グローバルロジゲート	2,770
フィナンシャル事業	ヤマトリース株式会社	リース用車両購入	27,154

(7) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社みずほ銀行	27,000
株式会社三菱UFJ銀行	25,010
株式会社三井住友銀行	8,290

(注) フィナンシャル事業における経常的な借入れが含まれております。

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
	名	名
デリバリー事業	203,141	11,708
BIZ－ロジ事業	8,207	570
ホームコンビニエンス事業	4,645	△217
e－ビジネス事業	3,497	△84
フィナンシャル事業	809	△19
オートワークス事業	2,164	△12
その他	2,662	83
合計	225,125	12,029

(注) 従業員数には、パートタイマー127,538名（前期末比7,976名増）を含めております。

(10) 車両の状況

区分	車両台数	前期末比増減
	台	台
デリバリー事業	48,493	2,913
BIZ－ロジ事業	1,026	△5
ホームコンビニエンス事業	1,842	△122
e－ビジネス事業	57	△1
フィナンシャル事業	726	55
オートワークス事業	810	33
その他	1,239	179
合計	54,193	3,052

(11) 重要な子会社の状況

区　分	名　称	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	百万円 50,000	% 100.00	宅急便事業、 クロネコDM便事業
	沖縄ヤマト運輸株式会社	50	100.00	沖縄県における宅急便事業、 クロネコDM便事業
	ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	1,000	100.00	国内航空貨物輸送事業
BIZ－ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	1,000	100.00	ロジスティクス事業、 メーカーリコールに関する総合支援事業
	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	1,880	100.00	国際航空貨物、海上貨物の取扱 輸出入通関事業、国際引越等の海外生活支援サービス事業、美術品輸送事業
	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	百万US$ 4	100.00	北米における航空貨物、海上貨物、 国際引越の取扱 輸出入通関事業
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	百万円 480	100.00	家具・家電の配送、設置、セッティング事業 引越および生活関連事業 物品販売事業
e－ビジネス事業	ヤマトシステム開発株式会社	1,800	100.00	ネットワーク業務 コンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供およびコンサルティング業務 ソフトウェアの開発ならびに機器の販売およびオンラインサービス
フィナンシャル事業	ヤマトフィナンシャル株式会社	1,000	100.00	商品代金の決済代行業
	ヤマトリース株式会社	30	100.00	総合リース業
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	30	100.00	車両管理サービス事業 自動車整備事業 燃料油脂、自動車用部品の販売業 冷凍、冷蔵機器および荷役用運搬機器の修理・販売業 損害保険代理店業
その他	ヤマトボックスチャーター株式会社	400	100.00	運行事業 ボックスチャーター事業
	雅瑪多管理（中国）有限公司	百万元 50	100.00	東アジア地域統括、 事業開発および市場調査
	雅瑪多（香港）有限公司	百万HK$ 713	100.00	東アジア地域統括、 事業開発および市場調査
	YAMATO ASIA PTE.LTD.	百万S$ 352	100.00	東南アジア地域統括、 事業開発および市場調査

（注）当期末における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

名　　称	住　　所	当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座二丁目16番10号	百万円 239,575	百万円 536,657

(12) 主要拠点

区　　分	名　　称	本社所在地	事業所数
			店
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区	7,384
	沖縄ヤマト運輸株式会社	沖縄県糸満市	39
	ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	東京都港区	302
BIZ－ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	東京都中央区	128
	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	東京都中央区	68
	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	アメリカ合衆国ニュージャージー州	30
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	東京都中央区	174
e－ビジネス事業	ヤマトシステム開発株式会社	東京都江東区	34
フィナンシャル事業	ヤマトフィナンシャル株式会社	東京都中央区	47
	ヤマトリース株式会社	東京都豊島区	64
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	東京都中央区	110
その他	当社	東京都中央区	1
	ヤマトボックスチャーター株式会社	東京都中央区	60
	雅瑪多管理（中国）有限公司	中国　上海市	1
	雅瑪多（香港）有限公司	香港	1
	YAMATO ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1

2 会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　1,787,541,000株

(2) 発行済株式の総数　411,339,992株

(3) 株主数　36,434名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	44,017	11.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,016	6.85
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	25,615	6.50
ヤマトグループ社員持株会	19,589	4.97
日本生命保険相互会社	14,770	3.75
明治安田生命保険相互会社	14,314	3.63
株式会社みずほ銀行	10,247	2.60
エスエスビーティーシー クライアント オムニバス アカウント	9,428	2.39
ヤマトグループ取引先持株会	8,165	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	6,515	1.65

（注）1．当社は、自己株式17,065,526株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。
2．持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	木川　眞	㈱小松製作所社外取締役 ㈱セブン銀行社外取締役
代表取締役社長 社長執行役員	山内雅喜	
代表取締役副社長 副社長執行役員	神田晴夫	
専務取締役 専務執行役員	芝﨑健一	財務戦略担当、ＩＲ戦略統括担当
取締役 執行役員	長尾　裕	ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員
取締役	萩原敏孝	㈱小松製作所顧問 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車㈱社外取締役 ㈱髙松コンストラクショングループ社外取締役
取締役	森　正勝	学校法人国際大学特別顧問 スタンレー電気㈱社外取締役 キリンホールディングス㈱社外取締役
取締役	得能摩利子	㈱ハピネット社外取締役 三菱マテリアル㈱社外取締役
取締役	小林洋一	伊藤忠商事㈱副会長
常勤監査役	小川悦男	
常勤監査役	松野　守	
監査役	鼎　博之	弁護士
監査役	山下　隆	山下隆公認会計士事務所所長 ㈱新日本科学社外取締役

(注) 1．取締役のうち萩原敏孝、森　正勝、得能摩利子および小林洋一の４氏は、社外取締役であります。
2．監査役のうち鼎　博之、山下　隆の両氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役小川悦男氏は、当社の財務担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役松野　守氏は、長年にわたる内部監査業務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．監査役鼎　博之氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役山下　隆氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．代表取締役副社長兼副社長執行役員金森　均氏は、2019年１月12日逝去により退任いたしました。
9．取締役森　正勝氏は、2019年３月28日付でキリンホールディングス㈱社外監査役を退任し、同社の社外取締役に就任しております。
10. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
11. 2019年４月１日付で、次のとおり地位ならびに担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	山内雅喜	
代表取締役社長 社長執行役員	長尾　裕	
代表取締役副社長 副社長執行役員	神田晴夫	経営統括社長補佐、地域共創プロジェクト担当
代表取締役副社長 副社長執行役員	芝崎健一	ＥＳＧ戦略・マーケティング戦略・広報戦略・ 財務戦略・ＩＲ戦略・法務戦略管掌、監査担当
取締役	木川　眞	㈱小松製作所社外取締役 ㈱セブン銀行社外取締役

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役萩原敏孝、森　正勝、得能摩利子および小林洋一の４氏ならびに監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

①　当期に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額	摘　要
	名	百万円	
取締役	10	419	（うち社外取締役　４名　54百万円）
監査役	5	70	（うち社外監査役　２名　21百万円）
合計	15	490	

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方針

当社の役員の報酬等の決定に関する方針は、客観性および透明性を確保するため、社外取締役が半数以上を占める指名報酬委員会において審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定することとしております。

取締役の報酬については、外部水準を考慮した固定報酬に加え業績を反映した業績連動報酬によって構成され、そのうち一定割合を役員持株会を通じて、自社の株式取得に充当するものとしています。また、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から固定報酬のみとしております。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	萩原敏孝	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役	森　正勝	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役	得能摩利子	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役	小林洋一	取締役に就任した2018年６月28日以降に開催された取締役会16回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言･助言を適宜行っております。
監査役	鼎　博之	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、国際弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に海外事業リスクに関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。
監査役	山下　隆	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会19回のうち18回に出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に財務および会計に関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

4 会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支 払 額
	百万円
① 公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	266
② ①以外の報酬	2
③ 当社および子会社等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	268

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算定根拠などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人に会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

また、当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人の監査品質等が監査業務の遂行に不十分であると思料される事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の不再任の検討を行い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案を決議いたします。

(4) 非監査業務

当社は公認会計士法第２条第１項の業務以外の非監査業務として、当社および事業会社財務責任者向け研修業務を委託しております。

5 会社の体制および方針とその運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

ⅰ. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定し「コンプライアンス宣言」を行う。当社の代表取締役は、これを当社およびグループ各社の取締役に周知徹底するとともに、取締役は、これに基づき業務を執行する。

ⅱ. 上記の徹底を図るため、当社は、グループ全体のコンプライアンスの統括を担当する執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取り組みを横断的に統括する。委員長は、当社およびグループ各社の状況を把握し、当社の取締役会に報告する。

ⅲ. 当社は、当社およびグループ各社の取締役のコンプライアンス違反行為について社員が直接情報提供を行えるよう、グループ内部通報制度を整備する。

ⅳ. 当社は、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。ＣＳＲ担当部門は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、組織規程および組織運営規程において文書の保存年限、責任部門を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等の議事録を作成のうえ保存、管理する。

③ 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ. 当社は、グループ全体のリスク管理の統括を担当する執行役員（コンプライアンス統括担当

執行役員と兼務）を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。

ⅱ．当社は、グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定し、グループ各社においても当該基本規程に基づく「リスク管理基本規程」を策定する。

ⅲ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、リスク管理担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ⅳ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の実施状況・有効性の監査を行う。

④　当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．当社は、執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。

ⅱ．当社は、取締役会を月１回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議で議論、検討を行う。

ⅲ．当社の取締役会および経営会議ならびにグループ各社の取締役会における決議に基づく業務執行について、当社は、その執行手続および責任者を組織規程において定める。

⑤　当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社におけるコンプライアンス経営を実践するため、当社およびグループ各社は、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として策定し、その文書の配布と教育を実施する。

ⅱ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、コンプライアンス推進担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループにおけるコンプライアンス推進状況を適時に把握、管理する。

ⅲ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。

ⅳ．当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」を定期的に開催することにより、当社およびグループ各社において法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。

ⅴ．当社は、グループ内部通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

⑥　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社における業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定する。当社およびグループ各社は、これに基づき諸規程を策定し、業務を執行する。

ⅱ．当社は、グループ全体の経営の基本戦略を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社の経営戦略担当部門に配置する。

ⅲ．当社は、グループ各社の経営管理について、純粋持株会社としての当社がグループ各社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行する。

ⅳ．グループ各社は、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または経営会議において事前承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部門に報告するものとする。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門は、監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認めた人員を配置する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨　当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

ⅰ．当社の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役、監査役等および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。

イ）取締役および使用人による重大な法令違反、定款違反および不正の事実

ロ）内部通報により知り得た重要な事実

ハ）その他当社およびグループ各社に重要な損失を与える恐れがある事実

ⅱ．当社およびグループ各社は、当社およびグループ各社の監査役に対して報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査費用の処理に関する規程を策定し、監査費用の支弁のため一定額の予算を確保する。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ⅰ．当社の監査役は、取締役会の他、経営会議、業務執行会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることができる。
ⅱ．当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。
ⅲ．当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査実施状況および結果を、当社の監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携を図る。
ⅳ．当社およびグループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会において、グループ各社間の情報交換や連携を図る。
ⅴ．当社は、当社の内部監査部門に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、当社およびグループ各社の監査役の監査について円滑な遂行を図る。
ⅵ．当社は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は下記のとおりです。

①　取締役の職務の執行

取締役会を19回開催し、取締役と監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について議論および決議を行っております。

②　コンプライアンス

当社のＥＳＧ戦略担当執行役員、常勤監査役、社外弁護士および主要なグループ会社のコンプライアンス担当責任者が出席する「コンプライアンス・リスク委員会」を四半期に一度開催し、グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括しております。

当社およびグループ各社のコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行えるグループ内部通報制度の仕組みを整備しております。

法令および企業倫理などの遵守を宣言する「コンプライアンス宣言」ポスターを当社およびグ

ループ各社の全事業所に掲示し、コンプライアンスへの意識と注意を喚起しています。
　また、反社会的勢力との関係遮断につきましては、社会におけるヤマトグループの責任や姿勢についてまとめた「グループ企業理念」に定めており、小冊子を当社およびグループ各社の全社員に配布することで、周知徹底を図っております。
　そのほか、健全な企業風土の醸成に向けて、労働時間管理ルールの見直しや社員の新しい働き方を創造するなど、社員が安心して働ける職場環境を整備し、「働き方改革」に全社を挙げて取り組んでおります。

③　リスクマネジメント
　当社およびグループ各社にコンプライアンス・リスク担当責任者を配置し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。
　緊急事態発生時には、グループ共通の緊急事態の速報体制に基づき、当社のＥＳＧ戦略担当執行役員と常勤監査役に遅滞なく報告を行っております。
　また、重点リスクについては当社の「コンプライアンス・リスク委員会」にて事例共有と対策協議を行っております。

④　監査体制
　当社の監査担当と主要なグループ会社の内部監査担当部門それぞれにおいて、業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックし、逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。
　また、当社の監査役およびグループ各社の常勤監査役によるグループ監査役連絡会を月一回開催することで、情報交換を通じた連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
　当社は、純粋持株会社として、グループ全体の企業価値を高めることを目的として事業を展開しております。したがいまして、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に配当性向30％を目標として実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、経営資源の一つであるネットワークの強化を中心とした設備投資や、新規事業や新商品の開発への投資および企業価値を高めるための投資など、グループ全体の成長のために活用してまいります。また、自己株式につきましては、資本政策の一環としてM&Aへの活用など、弾力的に考えてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**550,258**
現金及び預金	195,954
受取手形及び売掛金	220,159
割賦売掛金	44,802
リース債権及びリース投資資産	54,537
たな卸資産	3,247
その他の流動資産	33,032
貸倒引当金	△ 1,475
固定資産	**573,401**
（有形固定資産）	**(428,918)**
建物及び構築物	147,950
機械装置	22,582
車両運搬具	24,195
土地	175,995
リース資産	22,006
建設仮勘定	8,391
その他の有形固定資産	27,796
（無形固定資産）	**(20,624)**
ソフトウェア	17,312
その他の無形固定資産	3,311
（投資その他の資産）	**(123,858)**
投資有価証券	54,013
長期貸付金	4,039
敷金	18,342
退職給付に係る資産	161
繰延税金資産	44,385
その他の投資その他の資産	3,917
貸倒引当金	△ 1,002
資産合計	**1,123,659**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**410,423**
支払手形及び買掛金	158,938
短期借入金	60,800
リース債務	2,791
未払法人税等	23,747
割賦利益繰延	5,341
賞与引当金	35,844
その他の流動負債	122,961
固定負債	**139,847**
社債	10,000
長期借入金	19,500
リース債務	20,142
繰延税金負債	4,180
退職給付に係る負債	74,508
その他の固定負債	11,515
負債合計	**550,270**
純資産の部	
株主資本	**556,459**
資本金	127,234
資本剰余金	36,813
利益剰余金	431,497
自己株式	△ 39,085
その他の包括利益累計額	**9,381**
その他有価証券評価差額金	12,975
為替換算調整勘定	△ 515
退職給付に係る調整累計額	△ 3,078
非支配株主持分	**7,547**
純資産合計	**573,388**
負債純資産合計	**1,123,659**

連結損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		**1,625,315**
営業原価		1,513,988
営業総利益		**111,327**
販売費及び一般管理費		52,981
営業利益		**58,345**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,036	
その他の収益	1,330	2,367
営業外費用		
支払利息	275	
持分法による投資損失	4,872	
その他の費用	1,305	6,453
経常利益		**54,259**
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	37	
受取遅延損害金	1,775	1,822
特別損失		
固定資産除却損	309	
減損損失	2,087	
投資有価証券評価損	1,396	
その他特別損失	30	3,823
税金等調整前当期純利益		**52,258**
法人税、住民税及び事業税	24,651	
法人税等調整額	1,656	26,308
当期純利益		**25,949**
非支配株主に帰属する当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		**25,682**

（ご参考）**連結包括利益計算書**（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
当期純利益	25,949
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△ 115
為替換算調整勘定	△ 1,661
退職給付に係る調整額	2,541
持分法適用会社に対する持分相当額	273
その他の包括利益合計	1,038
包括利益	26,987
（内　訳）	
親会社株主に係る包括利益	26,577
非支配株主に係る包括利益	410

連結株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日残高	127,234	36,813	416,854	△ 39,081	541,821
当期中の変動額					
剰余金の配当			△ 11,039		△ 11,039
親会社株主に帰属する当期純利益			25,682		25,682
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	−	0	14,642	△ 4	14,638
2019年３月31日残高	127,234	36,813	431,497	△ 39,085	556,459

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年４月１日残高	12,958	1,146	△ 5,618	8,486	7,279	557,586
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 11,039
親会社株主に帰属する当期純利益						25,682
自己株式の取得						△ 4
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	16	△ 1,661	2,539	895	268	1,163
当期中の変動額合計	16	△ 1,661	2,539	895	268	15,801
2019年３月31日残高	12,975	△ 515	△ 3,078	9,381	7,547	573,388

計算書類

貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**178,599**
現金及び預金	94,584
営業未収金	78
短期貸付金	79,725
未収法人税等	3,615
その他の流動資産	596
固定資産	**358,057**
（有形固定資産）	**(6,574)**
車両	7
建物	664
工具器具備品	52
土地	5,840
その他の有形固定資産	8
（無形固定資産）	**(346)**
ソフトウェア	344
その他の無形固定資産	2
（投資その他の資産）	**(351,136)**
投資有価証券	24,840
関係会社株式	297,977
長期貸付金	34,447
その他の投資その他の資産	156
投資損失引当金	△　6,286
資産合計	**536,657**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**172,206**
営業未払金	1,070
短期借入金	30,000
未払法人税等	177
未払費用	89
預り金	140,346
賞与引当金	84
その他の流動負債	439
固定負債	**22,952**
社債	10,000
長期借入金	10,000
繰延税金負債	2,725
退職給付引当金	79
その他の固定負債	147
負債合計	**195,159**
純資産の部	
株主資本	**332,796**
資本金	127,234
資本剰余金	36,822
資本準備金	36,822
その他資本剰余金	0
利益剰余金	207,824
その他利益剰余金	207,824
別途積立金	188,965
繰越利益剰余金	18,858
自己株式	△　39,085
評価・換算差額等	**8,701**
その他有価証券評価差額金	8,701
純資産合計	**341,497**
負債純資産合計	**536,657**

損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		**29,445**
販売費及び一般管理費		10,053
営業利益		**19,391**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,139	
その他の収益	27	1,167
営業外費用		
支払利息	70	
その他の費用	145	216
経常利益		**20,342**
特別利益		
投資有価証券売却益	37	
その他特別利益	0	37
特別損失		
投資有価証券評価損	38	
関係会社株式評価損	20,361	
投資損失引当金繰入額	4,415	
その他特別損失	0	24,815
税引前当期純損失		**4,435**
法人税、住民税及び事業税	690	
法人税等調整額	189	880
当期純損失		**5,316**

株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2018年４月１日残高	127,234	36,822	0	36,822	188,965	35,215
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 11,039
当期純損失						△ 5,316
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	－	－	0	0	－	△ 16,356
2019年３月31日残高	127,234	36,822	0	36,822	188,965	18,858

（単位：百万円）

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
2018年４月１日残高	224,181	△ 39,081	349,156	9,256	358,413
当期中の変動額					
剰余金の配当	△ 11,039		△ 11,039		△ 11,039
当期純損失	△ 5,316		△ 5,316		△ 5,316
自己株式の取得		△ 4	△ 4		△ 4
自己株式の処分		0	0		0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				△ 554	△ 554
当期中の変動額合計	△ 16,356	△ 4	△ 16,360	△ 554	△ 16,915
2019年３月31日残高	207,824	△ 39,085	332,796	8,701	341,497

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津田良洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田義浩　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月８日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　津田良洋 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石田義浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、子会社ヤマトホームコンビニエンス株式会社にて、法人のお客様に不適切な請求が行われていたことが判明いたしました。監査役会は、当社が設置した「グループガバナンス改革室」が中心となりグループ経営の健全性を高めるため、グループガバナンスの抜本的、かつ包括的な再構築に取り組んでいることを認識しており、実施状況について注視しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

ヤマトホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小　川　悦　男　㊞

常勤監査役　松　野　　守　㊞

社外監査役　鼎　　博　之　㊞

社外監査役　山　下　　隆　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2019年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所 銀座ブロッサム(中央会館)ホール
東京都中央区銀座二丁目15番6号

電　　話 03-3542-8585(代表)

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



株主総会会場



銀座ブロッサム(中央会館)ホール

※会場には駐車場・駐輪場の用意はございませんので、ご了承ください。

交通のご案内

東京メトロ
- 有楽町線
- 日比谷線
- 銀座線
- 浅草線

都営地下鉄
- 山手線

JR
- 京浜東北線

新富町駅	1番出口	より	徒歩　約3分
東銀座駅	5番出口	より	徒歩　約10分
銀座駅	A12出口	より	徒歩　約15分
東銀座駅	A7出口	A8出口 より	徒歩　約10分
有楽町駅	中央口	より	徒歩　約20分

UD FONT by MORISAWA
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

2019年６月３日

株　主　各　位

第154期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第154期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

- 連結計算書類の連結注記表……１～６頁
- 計算書類の個別注記表……７～11頁

ヤマトホールディングス株式会社

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　39社

主要な連結子会社の名称

ヤマト運輸㈱	沖縄ヤマト運輸㈱	ヤマトグローバルエキスプレス㈱
ヤマトロジスティクス㈱	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン㈱	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.
ヤマトホームコンビニエンス㈱	ヤマトシステム開発㈱	ヤマトフィナンシャル㈱
ヤマトリース㈱	ヤマトオートワークス㈱	ヤマトボックスチャーター㈱
雅瑪多管理（中国）有限公司	雅瑪多（香港）有限公司	YAMATO ASIA PTE. LTD.

当期において、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社は、ヤマトロジスティクス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となり、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社等

子会社のうち、OTL ASIA SDN. BHD. 他の非連結子会社は、総資産、営業収益、当期純利益および利益剰余金等がいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

（3）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数　　17社

主要な会社等の名称

GD EXPRESS CARRIER BHD.　Packcity Japan㈱　広州威時沛運集団有限公司

なお、GDEX PROPERTIES SDN. BHD. は、持分法適用会社であるGD EXPRESS CARRIER BHD. が新たに株式を取得したことにより、当期から持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

持分法を適用していないOTL ASIA SDN. BHD. 他の非連結子会社およびYAMATO UNYU（THAILAND）CO., LTD. 他の関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類または仮決算に基づく計算書類を使用しております。

（4）連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC. 他の在外連結子会社10社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法　ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法

在外連結子会社は、見積耐用年数に基づく定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。在外連結子会社は該当ありません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ⅱ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

ⅲ．未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 収益の計上基準

割賦利益繰延

ショッピングクレジットに係る収益については、期日到来基準による均分法により計上しております。

⑦ 消費税および地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　506,728百万円

（2）保証債務残高

借入金等に対する債務保証　191百万円

4．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当期において、ヤマトグループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　途	種　類	地　域	減損損失（百万円）
支店及び センター店　他	建物及び構築物 リース資産　他	ヤマトホームコンビニエンス株式会社 本社（東京都中央区）および、 関西統括支店（大阪府大阪市）など13件 他　10件	2,087

ヤマトグループは管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準として、ヤマト運輸株式会社については主に管下店を含む各主管支店および全ベース店、当社およびその他の連結子会社については事業部単位を基本としてグルーピングを行っております。

なお、ヤマト運輸株式会社については、主管支店および管下店を１つの単位としてグルーピングを行っておりましたが、事業構造改革を目的とした組織再編による管理範囲の変更を踏まえ、管下店を含む各主管支店のほか、全ベース店をグルーピングの単位とするよう変更しております。

当期において、ヤマトホームコンビニエンス株式会社本社および関西統括支店他21件の資産グループについて、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、または、市場価格の著しい下落等が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,087百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、建物及び構築物606百万円、リース資産453百万円および車両運搬具451百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額を使用価値により測定する場合は、将来キャッシュ・フローを割引率4.55％で割り引いて算定しております。また、回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額もしくは公示価格に基づいて評価しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	411,339	－	－	411,339
合計	411,339	－	－	411,339
自己株式				
普通株式（注）	17,064	1	0	17,065
合計	17,064	1	0	17,065

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少０千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年５月17日取締役会	普通株式	5,519	14	2018年３月31日	2018年６月６日
2018年10月31日取締役会	普通株式	5,519	14	2018年９月30日	2018年12月10日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月15日取締役会	普通株式	5,519	利益剰余金	14	2019年３月31日	2019年６月４日

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ヤマトグループは、さらなる事業の成長をはかるため、ネットワーク構築等に対する投資計画に照らし、必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、主に借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

また、一部の連結子会社では、リース業、信用購入あっせん業を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、割賦売掛金等は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクを伴っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半が１年以内の支払期日であります。
短期借入金および長期借入金は主に金融事業に係る資金調達であります。借入金の大部分は固定金利で調達しております。
また、営業債務や借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、ヤマトグループでは、各社が資金決済、記帳、残高モニタリングおよび資金繰り管理を実施するなどのリスク管理を行っております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項
2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注）５参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①　現金及び預金	195,954	195,954	－
②　受取手形及び売掛金	220,159		
貸倒引当金	△　108		
	220,050	219,921	△　128
③　割賦売掛金	44,802		
貸倒引当金	△　1,129		
割賦利益繰延	(　5,341)		
	38,330	43,602	5,271
④　投資有価証券			
その他有価証券	33,741	33,741	－
関連会社株式	9,036	9,036	－
⑤　支払手形及び買掛金	(　158,938)	(　158,938)	－
⑥　短期借入金	(　60,800)	(　60,788)	△　11
⑦　長期借入金	(　19,500)	(　19,506)	6

（注）１．連結貸借対照表計上額および時価において、負債に計上されているものは、(　) で示しております。
２．受取手形及び売掛金においては、短期間で決済されない受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
３．割賦売掛金においては、対応する貸倒引当金および割賦利益繰延を控除しております。
４．金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項
①　現金及び預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。なお、一部の受取手形及び売掛金は、債権の区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標で割引いた現在価値により算定しております。

③ 割賦売掛金

割賦売掛金の時価については、債権ごとにその将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割引いた現在価値により算定しております。

④ 投資有価証券

投資有価証券のうち上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金については、その大半が１年以内の支払期日であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

⑥ 短期借入金、および⑦　長期借入金

短期借入金および長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

５．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券	
関連会社株式	5,650
その他	5,584

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④　投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,435円15銭

（2）１株当たり当期純利益　65円14銭

個 別 注 記 表

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

関係会社株式……移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定額法

無形固定資産……定額法　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

（3）引当金の計上基準

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

投資損失引当金……関係会社への投資等に対する損失に備えて、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えて、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（5）消費税および地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

3．表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　515百万円

（2）保証債務残高

① 通運計算契約に基づく連帯保証　300百万円

② 借入金等に対する債務保証　413百万円

（3）関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権　80,092百万円

長期金銭債権　33,355百万円

短期金銭債務　140,649百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益		29,408百万円
営業費用		1,842百万円
営業取引以外の取引高		624百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）	17,064	1	0	17,065

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
普通株式の自己株式の株式数の減少０千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	25百万円
未払事業税	23
退職給付引当金	24
投資有価証券評価損	1,276
関係会社株式	45,683
繰越欠損金	27
その他	2,051
繰延税金資産小計	49,112
評価性引当額	△48,966
繰延税金資産計	145

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,844
その他	△ 26
繰延税金負債計	△ 2,871
繰延税金資産（△負債）の純額	△ 2,725

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

（単位：百万円）

種　類	会社の名称	住　所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容
						役員の兼任等
子会社	ヤマト運輸㈱	東京都中央区	50,000	宅急便事業 クロネコDM便事業	所有　直接 100.00%	兼任 3名
子会社	ヤマトグローバルエキスプレス㈱	東京都港区	1,000	国内航空貨物輸送事業	所有　直接 100.00%	兼任 1名
子会社	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン㈱	東京都中央区	1,880	国際航空貨物、海上貨物輸送事業	所有　直接 100.00%	兼任 2名
子会社	ヤマトシステム開発㈱	東京都江東区	1,800	システムの開発	所有　直接 100.00%	兼任 2名
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	東京都中央区	1,000	決済代行業	所有　直接 100.00%	兼任 2名
子会社	ヤマトクレジットファイナンス㈱	東京都豊島区	500	割賦金融業	所有　直接 70.00%	兼任 1名
子会社	ヤマトリース㈱	東京都豊島区	30	総合リース業	所有　直接 100.00%	なし
子会社	ヤマトオートワークス㈱	東京都中央区	30	車両管理サービス事業	所有　直接 100.00%	兼任 1名

（単位：百万円）

種　類	会社の名称	関係内容	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
		事業上の関係				
子会社	ヤマト運輸㈱	経営管理 資金の貸付	経営管理料の受取	5,355	－	－
			運転資金の返済	8,676	短期貸付金 長期貸付金	9,972 2,864
			設備資金の返済	7,589		
			利息の受取	45		
			資金貸借	27,857	預り金	67,304
			利息の支払	6		
子会社	ヤマトグローバルエキスプレス㈱	経営管理	資金貸借	691	預り金	6,851
			利息の支払	0		
子会社	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン㈱	経営管理 資金の貸付	運転資金の返済	63	短期貸付金 長期貸付金	1,933 5,550
			設備資金の貸付	5,550		
			設備資金の返済	2,804		
			利息の受取	14		
子会社	ヤマトシステム開発㈱	経営管理 システムの運営管理委託	資金貸借	1,431	預り金	15,417
			利息の支払	1		
			システムの運営保守費用の支払	1,243	営業未払金	212
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	経営管理	資金貸借	2,588	預り金	30,530
			利息の支払	1		
子会社	ヤマトクレジットファイナンス㈱	経営管理 資金の貸付	運転資金の貸付	6,852	短期貸付金	6,852
			利息の受取	2		
子会社	ヤマトリース㈱	経営管理 資金の貸付	運転資金の貸付	32,524	短期貸付金 長期貸付金	55,506 20,000
			利息の受取	68		
子会社	ヤマトオートワークス㈱	経営管理	資金貸借	1,587	預り金	7,990
			利息の支払	0		

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

① 経営管理料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。

② 預り金および貸付金の金利につきましては、市場金利に基づき決定しております。

③ システムの運営保守費用につきましては、双方協議の上一般取引と同様に決定しております。

④ 資金貸借の取引金額は期中の純増減額を記載しております。

⑤ ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社、ヤマトクレジットファイナンス株式会社およびヤマトリース株式会社に対する運転資金の貸付のうち、短期貸付の取引金額は期中の純増減額を記載しております。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　866円14銭

（2）1株当たり当期純損失　13円49銭